

森林保険通信

保存版 損害実地調査での
写真撮影に関するお願い

現地で撮影した写真は動かぬ証拠です！



森林保険損害調査報告書に添付する写真は、調査員が認定した保険事故及び実地調査の内容が適正であることを第三者へ証明する、重要な証拠です。

遠景写真、近景写真、接写写真、写り込み情報看板等には、それぞれ保険事故認定の根拠資料となる、重要な意味や役割がありますので、撮影する際は、損害区域の損害率や保険事故の種類、それぞれの保険事故が示す特徴、病虫害や人為災害ではないことを確認できるかどうかという視点で撮影いただくようお願いいたします。

※ 保険事故認定の根拠として不十分な場合、大変心苦しいのですが、写真の追加提出をお願いすることがあります。

POINT 1

必須!

遠景写真是 **損害区域面積1haにつき1枚以上**、地点を変更して撮影してください

※6ha以上の場合には最低5枚で可

遠景写真

損害区域の範囲、損害率を確認できるように撮影します



!! 写真に人物や情報看板を入れることで、調査実施の証拠にもなります

!! 全体を1枚で撮影できない場合は、複数箇所を撮影し、全体を把握できるようにしてください



POINT 2

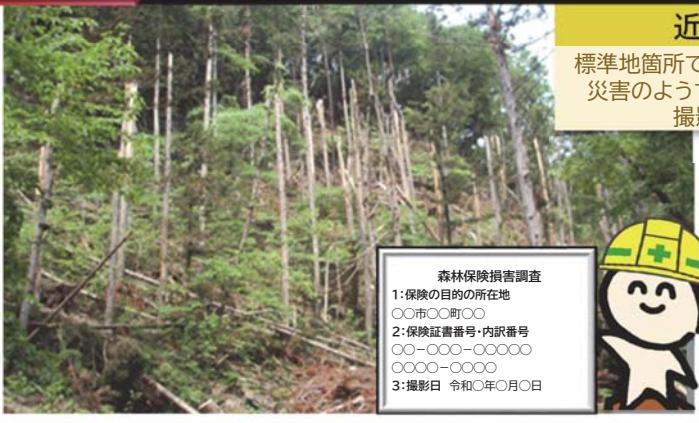
必須!

近景写真是 **標準地1haにつき2枚以上**、地点を変更して撮影してください

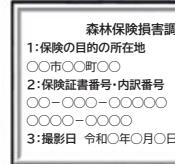
※6ha以上の場合には最低10枚で可

近景写真

標準地箇所で、折損・枯損状況、災害のようすがわかるように撮影します



!! 苗木の場合は、被害木と健全木の区別がつくよう印をつけてください



POINT 3

お願い

接写写真是 **被害のようすがわかるように** 撮影してください

接写写真



①～④の写真から何がわかるかな？

なるべくたくさん撮影してね



参考となる資料:写真でみる 林木の気象害と判定法 (2019年3月/森林総合研究所発行)
<https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/4th-chukiseika17.html>

!! 苗木は必ず引き抜いて根の状態を確認してください